

新潟市適応指導教室設置及び運営要綱

(設置の目的)

第1条 本市は、不登校等で学校生活に適応できない児童生徒に対して、学校と異なった環境のなかで教育相談や体験活動等を実施することにより、児童生徒の自立や集団生活への適応能力を促し、学校生活への復帰を援助・指導するため、新潟市適応指導教室（以下「適応指導教室」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 適応指導教室の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
新潟市適応指導教室（ぐみの木教室）	新潟市中央区西大畑町458番地1 新潟市教育相談センター内
北区適応指導教室（さわやかルーム）	新潟市北区上土地亀941番地2 北区教育相談室内
江南区適応指導教室（そよ風ルーム）	新潟市江南区亀田向陽2丁目1421番5 江南区教育相談室内
秋葉区適応指導教室（レインボールーム）	新潟市秋葉区日宝町6番2号 秋葉区教育相談室内
南区適応指導教室（おおぞら教室）	新潟市南区味方1544番地 南区教育相談室内
西蒲区適応指導教室（スペース「レスト」）	新潟市西蒲区西中860番地 西蒲区教育相談室内

(主 管)

第3条 適応指導教室の管理及び運営等の主管は、新潟市教育相談センターとする。（以下「教育相談センター」という。）

(職 員)

第4条 適応指導教室に指導主事及び指導員を置く。ただし、必要と認めるときは、その他の職員を置くことができる。

(指導内容)

第5条 適応指導教室の指導内容は、次のとおりとする。

- (1) 適応指導教室の通室前指導に関する事。
- (2) 適応指導教室の指導計画の作成に関する事。
- (3) 適応指導教室の通室児童生徒の援助及び指導に関する事。
- (4) 適応指導教室の通室児童生徒の保護者及び学校との相談に関する事。
- (5) 関係機関との連携に関する事。

(通室対象者)

第6条 通室対象者は、新潟市の小学校及び中学校に在学している児童生徒で、適応指導教室に通室することが適当と認められる者とする。

(通室手続)

第7条 適応指導教室に通室を希望する児童生徒の保護者は、適応指導教室(新規・継続)通室
願い書兼依頼書(別記様式第1号。以下「通室願い書兼依頼書」という。)を在籍校の学校長
(以下「学校長」という。)に提出するものとする。

2 学校長は、前項の規定により通室願い書兼依頼書が提出されたときは、その内容を確認し、
通室が適当と認める場合は、教育相談センター所長に提出するものとする。

(通室の決定等)

第8条 教育相談センター所長は、前条第2項の通室願い書兼依頼書を受理したときは、その内
容等を審査し、学校長と協議のうえ、通室の適否を決定するものとする。

2 教育相談センター所長は、前項の決定をしたときは、適応指導教室通室決定通知書(別記様
式第2号)により学校長に通知するものとする。

3 学校長は、前項の通知を受けたときは、その結果を当該保護者に通知するものとする。

(通室終了手続)

第9条 適応指導教室の通室終了は、当該児童生徒の適応状況等を考慮し、学校長と協議のうえ、
教育相談センター所長が決定するものとする。

2 教育相談センター所長は、前項の決定をしたときは、適応指導教室通室終了通知書(別記様
式第3号)により学校長に通知するものとする。

(通室した場合の取扱等)

第10条 当該児童生徒が適応指導教室に通室した場合は、在籍校に出席したのものとして取扱う
ものとする。

2 教育相談センター所長は、前項の規定により当該児童生徒の通室日数及び通室状況を毎月学
校長に報告するものとする。

(開設期間及び開設日時)

第11条 適応指導教室の開設期間は、4月から翌年3月までとする。ただし、土曜日、日曜日、
国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び新潟市立学校管理
運営に関する規則(昭和33年教育委員会規則第1号)第7条に規定する休業日を除く。

2 適応指導教室の開設日及び開設時間は、原則として次のとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日まで

(2) 午前9時30分から午後3時まで

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、適応指導教室の設置及び運営等に関し必要な事項は、
別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

(新潟市教育相談センターガイダンスルーム事業実施要綱の廃止)

2 新潟市教育相談センターガイダンスルーム事業実施要綱(昭和61年4月1日制定)は、廃

止する。

(新津適応指導教室(レインボールーム)設置及び運営要綱等の廃止)

- 3 新津適応指導教室(レインボールーム)設置及び運営要綱, 白根適応指導教室(おおぞら教室)設置及び運営要綱, 豊栄適応指導教室(さわやかルーム)設置及び運営要綱, 亀田適応指導教室(おりがみルーム)設置及び運営要綱, 巻適応指導教室(スペース「レスト」)設置及び運営要綱については廃止する。

附 則

この要綱は, 平成7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は, 平成11年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は, 平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は, 平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は, 平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は, 平成20年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は, 平成25年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は, 平成26年10月1日から施行する。

学校長 様

保護者氏名

印

適応指導教室通室（新規・継続）願い書 兼 依頼書

下記により適応指導教室通室を希望いたしますので、お願いいたします。

記

学校・学年・組		学校 年 組		
フリガナ				
児童生徒氏名				
住所		〒		
連絡先	順番	電話番号	氏名	関係
	①			
	②			
担任氏名				

新潟市教育相談センター所長 様

上記の通り、保護者から適応指導教室通室願い書が提出されましたので、通室を適当と認め、依頼いたします。

学校長 氏名

印

- ・担任氏名までを保護者が記入し、学校へ提出願います。
- ・この用紙が保護者から学校へ提出されましたら、校長印を押印の上、教育相談センター所長宛提出願います。
- ・1部はコピーして、学校で保管願います。
- ・教育相談センターにこの用紙が届き次第、担当が通室決定通知書をお届けします。その際、学校と支援の打合せ実施します。

年 月 日

校長 学校
様

新潟市教育相談センター
所長

適応指導教室 通室決定通知書

依頼のありました児童・生徒について、下記のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

記

学年・組	第 学年 組
児童・生徒名	
通室開始日	年 月 日
通室期間	通室開始日から要綱第9条第1項による通室終了を決定した日までとする。
適応指導教室 担当者	指導主事 -----

別記様式第3号

年 月 日

校長
学校
様

新潟市教育相談センター
所長

適応指導教室通室終了通知書

下記の児童・生徒は、次のような事由により通室を終了いたします。

記

学年・組	第 学年 組
児童・生徒名	
通室開始日	年 月 日
通室終了日	年 月 日
事由	
特記事項	